

○四日市市立図書館設置条例

昭和30年12月21日

条例第21号

改正 昭和36年3月29日条例第7号

昭和39年3月31日条例第34号

昭和48年6月25日条例第48号

平成16年12月28日条例第55号

〔注〕平成16年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市に図書館法（昭和25年法律第118号）第2条の規定による市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称       | 位置              |
|----------|-----------------|
| 四日市市立図書館 | 四日市市久保田一丁目2番42号 |

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、四日市市教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成16年条例55号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年3月29日条例第7号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日条例第34号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月25日条例第48号）

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第55号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。